

○米子市弓浜コミュニティー広場条例

平成27年7月9日条例第30号

米子市弓浜コミュニティー広場条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、米子市弓浜コミュニティー広場の設置及び管理に関する事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 市民の福祉及び健康の増進を図るため、米子市弓浜コミュニティー広場を次のとおり設置する。

名称	位置
米子市弓浜コミュニティー広場	米子市大篠津町1433番地

(使用時間及び休場日)

**第3条** 米子市弓浜コミュニティー広場(以下単に「広場」という。)を使用することができる時間(以下「使用時間」という。)及び広場を使用することができない日(以下「休場日」という。)は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時の休場日を設けることができる。

(使用許可)

**第4条** 広場(広場に附属する設備(以下「附属設備」という。)及び広場に備付けの器具(以下「備付器具」という。)を含む。第6条及び第16条第1項を除き、以下同じ。)を使用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、同項の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、第1項及び前項(第16条第2項において準用する場合を含む。)、第6条並びに第16条第1項ただし書の許可(以下「使用許可等」という。)をする場合において必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(使用許可等の禁止)

**第5条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可等をしてはならない。

(1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 広場を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあると認められるとき。

(3) 他人に危害を加え、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、広場の管理運営上支障があると認められるとき。

(特別設備等の制限)

**第6条** 第4条第1項若しくは第16条第1項ただし書の許可を受けた者又は広場を利用する者(以下「利用者」という。)は、広場(附属設備を含む。)に特別の設備をし、若しくは附属設備に変更を加え、又は広場に備付器具以外の器具を持ち込んで使用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(目的外使用等の禁止)

**第7条** 使用許可等を受けた者(以下「使用者」という。)及び利用者は、使用許可等を受けた目的以外の目的のために広場を使用し若しくは利用し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

(使用許可等の取消し等)

**第8条** 使用者は、使用許可等を受けた事項を取り消そうとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、使用者又は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可等を取り消し、広場の使用若しくは利用を制限し若しくは停止し、広場への入場を拒否し、又は広場からの退場を命ずることができる。

(1) 第4条第3項の規定により付けた条件に違反したとき。

(2) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 偽りその他不正の手段により使用許可等を受けたとき。

(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(使用料)

**第9条** 広場の使用料は、別表第2のとおりとする。

(使用料の納付)

**第10条** 使用者は、前条に定める使用料(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。

2 使用料は、第4条第1項及び第2項の許可と同時に納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体その他これらに類するものが使用するとき、及び市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。  
(使用料の減免)

第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。  
(使用料の還付)

第12条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。  
(1) 使用者の責めに帰ることができない理由により広場を使用することができなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。  
(原状回復の義務)

第13条 使用者及び利用者は、広場の使用又は利用を終えたときは、直ちに、広場を原状に回復しなければならない。第8条第2項の規定により使用許可等を取り消され、広場の使用若しくは利用を停止され、又は広場からの退場を命ぜられたときも、同様とする。  
(損害賠償の義務)

第14条 使用者及び利用者は、広場を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、市長が相当と認める損害を賠償しなければならない。  
(遵守事項)

第15条 使用者及び利用者は、広場の使用及び利用に当たっては、規則で定める事項を遵守しなければならない。  
(行為の制限)

第16条 広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 物品の販売その他営業行為
- (2) 寄附の募集
- (3) 宣伝
- (4) 広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置
- (5) 前各号に掲げる行為に類する行為

2 第4条第2項の規定は、前項ただし書の許可について準用する。  
(指定管理者による管理)

第17条 市は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、広場の管理に関する次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 広場の維持管理に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、広場の管理に関する業務のうち、市長に専属する権限に基づく事務を除くもの

(指定管理者による使用時間及び休場日の変更)

第18条 指定管理者は、市長の承認を受けて、別表第1に規定する使用時間及び休場日を変更することができる。  
(指定管理者による使用許可等)

第19条 指定管理者は、その業務として使用許可等に関する事務を行うものとする。この場合において、第4条から第6条まで、第8条及び第16条の規定の適用については、これらの規定(これらの規定の適用に係る規則の規定を含む。)中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。  
(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成31年3月28日条例第2号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(米子市行政財産使用料条例等の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の米子市行政財産使用料条例別表(米子市淀江和傘伝承施設条例(平成17年米子市条例第134号)第10条ただし書、米子市都市公園条例別表第2及び米子市漁港管理条例別表第1において適用する場合並びに米子市シルバーワークプラザ条例第19条第2項において準用する場合を含む。)の規定、第2条の規定による改正後の米子市隣保館条例別表の規定、第3条の規定による改正後の米子市解放文化センター条例別表の規定、第4条の規定による改正後の米子市淀江温浴施設条例別表第1及び別表

第2の規定、第5条の規定による改正後の米子市弓浜コミュニティー広場条例別表第2の規定、第9条の規定による改正後の米子市福祉保健総合センター条例別表の規定、第10条の規定による改正後の米子市障害のある勤労者教養文化体育施設条例別表の規定、第11条の規定による改正後の米子市シルバーワークプラザ条例別表の規定、第14条の規定による改正後の米子市公会堂条例別表の規定、第15条の規定による改正後の米子市文化ホール条例別表の規定、第16条の規定による改正後の米子市淀江文化センター条例別表の規定、第17条の規定による改正後の米子国際会議場条例別表の規定、第18条の規定による改正後の米子市勤労青少年ホーム条例別表の規定、第19条の規定による改正後の米子市元町パティオ条例別表の規定、第20条の規定による改正後の米子市観光センター条例別表の規定、第26条の規定による改正後の米子市道路の占用に関する条例別表(米子市準用河川占用料徴収条例(平成17年米子市条例第137号)第3条において読み替えて準用する場合及び米子市法定外公共物管理条例第5条第2項において準用する場合を含む。)の規定、第28条の規定による改正後の米子市都市公園条例別表第2の規定、第35条の規定による改正後の米子市都市下水路条例別表の規定、第37条の規定による改正後の米子市学校施設の使用に関する条例別表の規定、第38条の規定による改正後の米子市公民館条例別表の規定、第39条の規定による改正後の米子市立図書館条例別表の規定並びに第40条の規定による改正後の米子市農村集落多目的共同利用施設条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後における施設、設備又は器具の使用又は占用(これらに相当する行為を含む。)に係る使用料又は占用料(その名称にかかわらず、これらに相当するものを含み、施行日以後に納入の通知を行うものに限る。)について適用する。

**附 則**(令和2年7月6日条例第23号)

(施行期日)

- この条例は、公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定める日(令和2年規則第33号により令和2年10月11日)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為)
- この条例による改正後の米子市弓浜コミュニティー広場条例別表第1に掲げるクラブハウスの使用について同条例第4条第1項の市長の許可を受けるために必要な行為は、この条例の施行の前日においても、行うことができる。

**別表第1**(第3条、第18条関係)

施設	使用時間	休場日
第1多目的広場	5月1日から10月31日までの期間は午前8時30分から午後7時まで、1月4日から4月30日まで及び11月1日から12月28日までの期間は午前9時から午後5時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
クラブハウス		
第2多目的広場	日の出から日没まで	

一部改正〔令和2年条例23号〕

**別表第2**(第9条関係)

区分		金額	
専用使用	小学生及び中学生	1時間につき	820円
	一般	1時間につき	1,650円
部分使用	小学生及び中学生	1時間につき	270円
	一般	1時間につき	550円
クラブハウス	会議室及び更衣室	1室1時間につき	160円
	控室	1室1時間につき	80円

備考

- この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - 専用使用 第1多目的広場を一括して使用することをいう。
  - 部分使用 第1多目的広場を3分して、そのいずれかを使用することをいう。
  - 小学生 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)及び特別支援学校の小学部の児童をいう。
  - 中学生 中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)及び特別支援学校の中学部の生徒をいう。
  - 一般 満15歳以上の者であって、中学生でないものをいう。

- 2 附属設備及び備付器具の使用料の額は、種類及び単位ごとに1回(第1多目的広場を使用する日ごとの第1多目的広場の使用の開始から使用の終了までをいう。)につき11,000円の範囲内において規則で定める。
  - 3 第1多目的広場又はクラブハウスを使用する日ごとの第1多目的広場又はクラブハウスを使用する時間(以下「使用日ごとの使用時間」という。)が1時間未満であるときのその使用日ごとの使用時間及び使用日ごとの使用時間に1時間未満の端数があるときのその端数は、1時間とする。
  - 4 使用日ごとの使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
  - 5 クラブハウスにおいて冷房設備又は暖房設備を使用する場合における使用料の額は、この表に基づき算出した使用料の額に100分の50を乗じて得た額を当該使用料の額に加算した額とする。
- 一部改正〔平成31年条例2号・令和2年23号〕